

外国株券等に関する手数料及びその料率の一部改正について

1. 外国株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

新	旧																	
<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 86 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券</u></p> <p>(削る)</p>	<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 86 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国新株引受権証書</u></p> <p>(3) 外国投資信託受益証券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">徴収対象者</th> <th style="text-align: center;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>預託手数料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>預託を行った参加者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 件につき 2,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>振替手数料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>渡方及び受方となった参加者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 件につき 180 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>交付手数料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>交付を受けた参加者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 件につき 2,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>保管手数料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>口座残高を有する参加者</u></td> <td style="text-align: center;"> <u>外国受益証券の毎日の保管残高ごとに 1 口につき 100/365 円</u> <u>(額面金額が 50 万円以外の場合には、当該額面金額を 50 万円で除して得た数を乗じた口数に読み替える。)</u> </td> </tr> </tbody> </table>			区分	徴収対象者	徴収料率	<u>預託手数料</u>	<u>預託を行った参加者</u>	<u>1 件につき 2,000 円</u>	<u>振替手数料</u>	<u>渡方及び受方となった参加者</u>	<u>1 件につき 180 円</u>	<u>交付手数料</u>	<u>交付を受けた参加者</u>	<u>1 件につき 2,000 円</u>	<u>保管手数料</u>	<u>口座残高を有する参加者</u>	<u>外国受益証券の毎日の保管残高ごとに 1 口につき 100/365 円</u> <u>(額面金額が 50 万円以外の場合には、当該額面金額を 50 万円で除して得た数を乗じた口数に読み替える。)</u>
区分	徴収対象者	徴収料率																
<u>預託手数料</u>	<u>預託を行った参加者</u>	<u>1 件につき 2,000 円</u>																
<u>振替手数料</u>	<u>渡方及び受方となった参加者</u>	<u>1 件につき 180 円</u>																
<u>交付手数料</u>	<u>交付を受けた参加者</u>	<u>1 件につき 2,000 円</u>																
<u>保管手数料</u>	<u>口座残高を有する参加者</u>	<u>外国受益証券の毎日の保管残高ごとに 1 口につき 100/365 円</u> <u>(額面金額が 50 万円以外の場合には、当該額面金額を 50 万円で除して得た数を乗じた口数に読み替える。)</u>																

	<p><u>(注) 機構は、現地保管機関における外国株券等の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の実績相当分が発生した場合は、これを外国株券等参加者に請求することができるものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>(4) 外国投資証券</u></p>
(削る)	<p><u>(1) を準用する。</u></p>
	<p><u>(5) 外国株預託証券</u></p>
	<p><u>(1) を準用する。</u></p>

2. 附則

この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

以 上